

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

18-1

改正案				現 行			
別表第1（第3条関係） 1 満3歳以上の支給認定子どもで教育の提供を受けるものの保育料				別表第1（第3条関係） 1 満3歳以上の支給認定子どもで教育の提供を受けるものの保育料			
各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料（月額）		各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料（月額）	
階層区分	定義			階層区分	定義		
A	生活保護世帯等		0円	A	生活保護世帯等		0円
B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までの月分の保育料については前年度分。以下同じ。）の市町村民税所得割非課税世帯		2,000円	B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までの月分の保育料については前年度分。以下同じ。）の市町村民税所得割非課税世帯		2,000円
C1	A階層及びB階層を除き、	77,100円以下	6,500円	C1	A階層及びB階層を除き、	77,100円以下	6,500円
C2	当該年度分の市町村民税所得割の額が次の区	77,101円以上211,200円以下	10,000円	C2	当該年度分の市町村民税所得割の額が次の区	77,101円以上211,200円以下	10,000円
C3	分に該当する世帯	211,201円以上301,000円以下	12,000円	C3	分に該当する世帯	211,201円以上301,000円以下	12,000円
C4		301,001円以上	15,000円	C4		301,001円以上	15,000円
2 満3歳以上の支給認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料				2 満3歳以上の支給認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料			
各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料（月額）		各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料（月額）	

改正案				現 行					
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間	階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間		
A	生活保護世帯等	0円	0円	A	生活保護世帯等	0円	0円		
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割非課税世帯	5,000円	4,900円	B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割非課税世帯	5,000円	4,900円		
C1	A階層及びB階層を除	48,600円未満	9,000円	8,800円	C1	A階層及びB階層を除	48,600円未満	9,000円	8,800円
C2	き、当該年度分の市	48,600円以上6	13,500円	13,200円	C2	き、当該年度分の市	48,600円以上6	13,500円	13,200円
C3	町村民税所得割の額	7,500円未満			C3	町村民税所得割の額	7,500円未満		
C4	が次の区分に該当す	67,500円以上9	22,000円	21,600円	C4	が次の区分に該当す	67,500円以上9	22,000円	21,600円
C5	る世帯	7,000円未満			C5	る世帯	7,000円未満		
C6		97,000円以上1	28,000円	27,500円	C6		97,000円以上1	28,000円	27,500円
C7		25,500円未満			C7		25,500円未満		
C8		125,500円以上	30,000円	29,400円	C8		125,500円以上	30,000円	29,400円
C9		169,000円未満			C9		169,000円未満		
		169,000円以上	32,500円	31,900円			169,000円以上	32,500円	31,900円
		251,000円未満					251,000円未満		
		251,000円以上	34,000円	33,400円			251,000円以上	34,000円	33,400円
		301,000円未満					301,000円未満		
		301,000円以上	37,000円	36,300円			301,000円以上	37,000円	36,300円
		397,000円未満					397,000円未満		
		397,000円以上	41,000円	40,300円			397,000円以上	41,000円	40,300円
3 満3歳未満の支給認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料				3 満3歳未満の支給認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料					
各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料（月額）		各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料（月額）			

改正案				現 行					
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間	階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間		
A	生活保護世帯等	0円	0円	A	生活保護世帯等	0円	0円		
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割非課税世帯	5,500円	5,400円	B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割非課税世帯	5,500円	5,400円		
C1	A階層及びB階層を除	48,600円未満	9,500円	9,300円	C1	A階層及びB階層を除	48,600円未満	9,500円	9,300円
C2	き、当該年度分の市	48,600円以上6	15,000円	14,700円	C2	き、当該年度分の市	48,600円以上6	15,000円	14,700円
C3	町村民税所得割の額	7,500円未満			C3	町村民税所得割の額	7,500円未満		
C4	が次の区分に該当す	67,500円以上9	25,500円	25,000円	C4	が次の区分に該当す	67,500円以上9	25,500円	25,000円
C5	る世帯	7,000円未満			C5	る世帯	7,000円未満		
C6		97,000円以上1	35,500円	34,800円	C6		97,000円以上1	35,500円	34,800円
C7		25,500円未満			C7		25,500円未満		
C8		125,500円以上	43,500円	42,700円	C8		125,500円以上	43,500円	42,700円
C9		169,000円未満			C9		169,000円未満		
		169,000円以上	54,500円	53,500円			169,000円以上	54,500円	53,500円
		251,000円未満					251,000円未満		
		251,000円以上	60,000円	58,900円			251,000円以上	60,000円	58,900円
		301,000円未満					301,000円未満		
		301,000円以上	71,000円	69,700円			301,000円以上	71,000円	69,700円
		397,000円未満					397,000円未満		
		397,000円以上	89,000円	87,400円			397,000円以上	89,000円	87,400円
備考				備考					
1～6 (省略)				1～6 (省略)					
7 これらの表の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に属する子どもが支給認定子どものみである場合並びに生計を一にする				7 これらの表の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に属する子どもが支給認定子どものみである場合並びに生計を一にする					

改正案	現 行
<p>世帯において、支給認定子ども及び次の各号（法第19条第1項第2号又は第3号に規定する小学校就学前子どもに係る保育料を決定する場合にあっては、第1号を除く。）のいずれかに該当する者がいる場合の保育料は、これらの者のうち最年長のもの（以下この項において「第1子」という。）を除く最年長のもの（以下この項において「第2子」という。）が支給認定子どもである場合にあつては同表に規定する保育料の5割の額（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、第3子以降の者（第1子及び第2子以外の者をいう。）が支給認定子どもである場合にあつては0円とする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、<u>同法第49条の5に規定する義務教育学校の前期課程又は同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子ども（第3学年の終わりの日までに満9歳に達する子どもに限る。）</u></p> <p>(2)～(5) （省略）</p> <p>8 （省略）</p>	<p>世帯において、支給認定子ども及び次の各号（法第19条第1項第2号又は第3号に規定する小学校就学前子どもに係る保育料を決定する場合にあっては、第1号を除く。）のいずれかに該当する者がいる場合の保育料は、これらの者のうち最年長のもの（以下この項において「第1子」という。）を除く最年長のもの（以下この項において「第2子」という。）が支給認定子どもである場合にあつては同表に規定する保育料の5割の額（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、第3子以降の者（第1子及び第2子以外の者をいう。）が支給認定子どもである場合にあつては0円とする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校又は同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子ども（第3学年の終わりの日までに満9歳に達する子どもに限る。）</p> <p>(2)～(5) （省略）</p> <p>8 （省略）</p>

# 学校教育法等の一部を改正する法律の概要

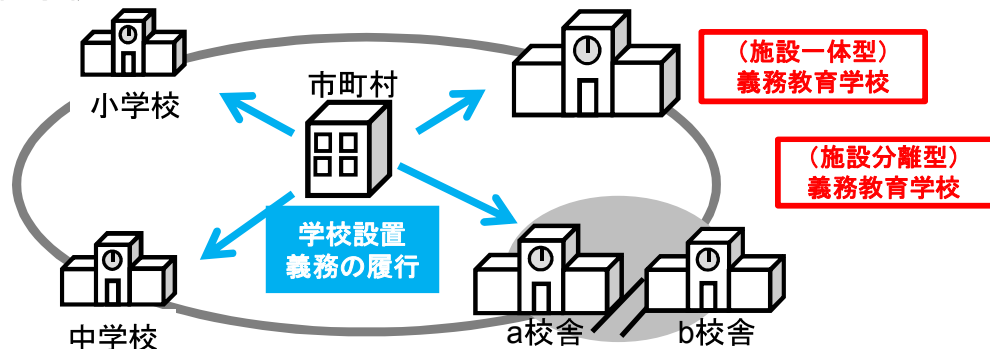
## 1. 法律の概要

### (1) 小中一貫教育を行う新たな学校の種類の制度化

趣旨・位置付け	<input type="checkbox"/> 学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定(学校教育法第1条関係)
設置者・設置義務	<input type="checkbox"/> 国公私いずれも設置が可能(学校教育法第2条関係) <input type="checkbox"/> 市区町村には、公立小・中学校の設置義務があるが、義務教育学校の設置をもって設置義務の履行(学校教育法第38条関係)
目標・修業年限	<input type="checkbox"/> 義務教育学校の目的:心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して施すこと(学校教育法第49条の2関係) <input type="checkbox"/> 9年(小学校・中学校の学習指導要領を準用するため、前期6年と後期3年の課程に区分)(学校教育法第49条の4及び第49条の5関係)
教職員関係	<input type="checkbox"/> 市区町村立の義務教育学校の教職員給与は、国庫負担の対象(義務教育費国庫負担法第2条関係) <input type="checkbox"/> 小学校と中学校の免許状の併有を原則(当分の間は例外あり)(教育職員免許法第3条及び附則第20項関係)
施設整備	<input type="checkbox"/> 施設費国庫負担・補助の対象(小・中学校と同様に、義務教育学校の新築又は増築に要する経費の1/2を負担等)(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条及び第12条関係)

※ 就学指定、教育課程の特例等については、政省令で規定する予定

#### (参考:義務教育学校のイメージ)



### (2) 高等学校等専攻科修了生の大学への編入学

- 学習者が、目的意識に応じて、自らの学びを柔軟に発展させることができるようにする等のため、修業年限2年以上その他の文部科学大臣が定める基準(※)を満たす高等学校等の専攻科を修了した者が大学に編入学できる制度を創設(学校教育法第58条の2関係)

※ 文部科学大臣が定める基準は、既に大学への編入学が認められている、専修学校専門課程と同等の基準(省令・告示で、修業年限、総授業時数、教員資格等を規定)とする予定

#### (参考:高等学校専攻科の概要)

- 入学資格 高等学校、中等教育学校、特別支援学校高等部の卒業生
- 設置校数: 138校 在籍生徒数: 8,333人(平成24年 文部科学省調べ)
- ※ 分野としては看護に関する学科(76校、6,726人)が多い。

## 2. 施行期日

平成28年4月1日(施行前でも義務教育学校設置のための準備行為は可能)